

# 裁 決 書



審査請求人



上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成19年5月9日に提起された荒尾市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った平成19年3月26日付け荒福祉第75号の生活保護廃止処分（以下「本件処分」という。）に関する審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

荒尾市福祉事務所長が平成19年3月26日付け荒福祉第75号で行った保護廃止処分を取り消す。

## 理 由

### 第1 審査請求の主旨及び請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成19年3月26日付けで行った本件処分の取消しを求めるものである。

#### 2 請求人の主張

本件審査請求の理由は、~~〇〇〇〇~~の間は保護の廃止を行うのではなく、一時停止が妥当と請求人は考えており、保護の廃止は違法又は不当であると主張しているものと解される。

### 第2 当庁の認定事実及び判断

#### 1 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- (1) 平成19年1月10日、請求人は、健康状態が不良のため仕事ができないとして処分庁に生活保護を申請した。
- (2) 平成19年2月14日、処分庁はケース診断会議を開催し、生活保護の必要性を認め、申請日付けで保護を開始した。
- (3) 平成19年2月19日、請求人は生活保護の開始手続きのために処

分庁に来所し、求職活動のため処分庁の庁舎内にある職業相談室で登録を行った。また、処分庁の職員はその際に、今後は自立に向け求職活動に力を入れるよう請求人に対し口頭で指導を行った。

(4) 平成19年3月8日、処分庁の職員が状況調査のため請求人宅を訪問し、請求人の求職状況を質問したところ、一度大牟田市のハローワークに行ったと請求人は回答した。その際、処分庁の職員は今後は荒尾市の職業相談室も利用し、求職活動を進めていくよう指導した。

(5) 平成19年3月19日、[REDACTED]の職員から電話で請求人が本日から[REDACTED]されているとの連絡が入った。その内容は、次のとおりであった。

請求人は平成18年12月13日に[REDACTED]、[REDACTED]していた。しかし、請求人が[REDACTED]になった。

(6) 平成19年3月23日、処分庁は平成19年3月20日付けで生活保護を廃止した。

(7) 平成19年5月25日、処分庁は弁明書を当庁に提出した。

## 2 判断

本件の争点は、処分庁が行った生活保護の廃止処分が妥当であったのか、ということであるので、この点について判断する。

厚生省社会局保護課長通知（昭和38年4月1日社保第34号）問（第7の12）において保護の停止又は廃止の取扱い基準が示されている。これによると、保護を廃止すべき場合として、「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき」と、「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6箇月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」の2点が示されている。

また、保護を停止すべき場合として、「当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6箇月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるとき」と規定されている。

これを本件についてみると、請求人の[REDACTED]は平成19年6月26日までの予定との連絡がっており、就職先が見つからない状態で[REDACTED]



D

D

■となったため、保護廃止から約3か月後の労務留置の終了時には再び要保護状態になることも予想される。

弁明書において処分庁は、「■にかかると期間については不確定要素が強く、6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められ」としているが、そのことを裏づける調査は行われておらず、処分庁の推測の域を出ていない。

従って、本件処分は、国が示した取扱い基準を逸脱するもので不当と言わざるを得ず、停止処分が妥当であったと判断する。

### 3 結論

以上のとおり、本件処分は合理的な理由を欠いているので、行政不服審査法第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成19年6月18日

熊本県知事 潮谷 義子



この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます。

ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる本件処分をした処分庁の所属する荒尾市を被告として（訴訟において荒尾市を代表する者は荒尾市長となります。）処分の取消しの訴えを、又は熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。